

山梨県公報

第七百九十四号

平成十九年

九月二十日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更……………六六七
道路の供用開始……………六六七

公告

基準地の標準価格……………六六七
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六六七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六六八
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止……………六六九
公共測量の実施……………六七〇
都留都市計画の変更案の縦覧……………六七〇
公安委員会……………六七〇
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………六七一

告示

山梨県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年十月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市大字西八幡字浜海道下二四五九番の五地先から 甲斐市大字西八幡字浜海道下二三九四番の一地先	新	旧	一六・〇 一七・〇	七一・三 七一・三

山梨県告示第三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年十月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	天女山公園線	北杜市大泉町大字西井出字石堂 八二四〇番の一地先から 北杜市大泉町大字西井出字石堂 八二四〇番の一地先まで	一六四・五	平成十九年 九月二十日

公告

● 基準地の標準価格

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項の規定により、平成十九年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、山梨県企画部県民生活課において関係図書を縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内正明

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年九月五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人にらさき味噌汁学校

2 代表者の氏名 高木智朗

3 主たる事務所の所在地 韮崎市龍岡町下條南割千六百八十三番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、韮崎市内外の全ての人々に対して、味噌及び味噌汁に関する啓発・普及活動を行うことにより、その栄養面・機能面を再認識させ、優れた食生活の構築と健康の増進に寄与するとともに、併せて味噌及び味噌汁に関する食材の開発・販売等により、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年九月六日から同年十一月五日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二二〇〇三八九	介護予防訪問介護	平成十九年七月一日
アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二二〇〇三八九	居宅介護支援	平成十九年七月一日

アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二二〇〇三八九	訪問介護	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局ケ丘店	甲斐市龍地二七五九番地一	一九四二七二〇二八五	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局響ヶ丘店	甲斐市龍地二七五九番地一	一九四二七二〇二八五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局朝気店	甲斐市朝気一丁目九番一二二	一九四〇一三二九一	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局朝気店	甲斐市朝気一丁目九番一二二	一九四〇一三二九一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局白根店	南アルプス市有野二四八九番地一	一九四二六一〇五一九	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
クスリのサンロード薬局白根店	南アルプス市有野二四八九番地一	一九四二六一〇五一九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
ケアマネ田辺	甲斐市大下条八二三番地二	一九七二七〇〇二六三	居宅介護支援	平成十九年七月一日
みさき薬局竜	甲斐市篠原二三一番地一	一九四二七二〇二七七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日
みさき薬局竜	甲斐市篠原二三一番地一	一九四二七二〇二七七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年七月一日

街のパンセテ イサービスセ ンター	甲府市朝日五 丁目四番一六 号	一九七〇一〇二 三五四	通所介護	平成十九年七月 一日
居宅介護支援 事業所つくし んぼ	笛吹市御坂町 夏目原一三〇 七番地五	一九七〇五〇〇 四〇九	居宅介護支援	平成十九年七月 一日
あまの診療所	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九一三三〇〇 八〇二	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年七月 十一日
あまの診療所	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九一三三〇〇 八〇二	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十九年七月 十一日
あまの診療所	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九一三三〇〇 八〇二	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年七月 十一日
あまの診療所	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九一三三〇〇 八〇二	訪問リハビリテ ーション（み なし）	平成十九年七月 十一日
あまの診療所	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九一三三〇〇 八〇二	訪問看護（み なし）	平成十九年七月 十一日
クスリのサン ロード薬局忍 野店	南都留郡忍野 村忍草一四〇 〇番地三五	一九四一三二〇 三五九	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年七月 十一日
クスリのサン	南都留郡忍野	一九四一三二〇	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年七月 十一日

ロード薬局忍 野店	村忍草一四〇 〇番地三五	三五九	導（みなし）	十一日
上野原市立病 院	上野原市上野 原三一九五番 地	一九二二〇一〇 一四五	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成十九年七月 十七日
上野原市立病 院	上野原市上野 原三一九五番 地	一九二二〇一〇 一四五	通所リハビリテ ーション	平成十九年七月 十七日
デイサービス ほんぼん時計 番地	南アルプス市 塚原一八〇六 番地	一九七二六〇〇 四七一	介護予防通所介 護	平成十九年七月 十九日
アロマ調剤薬 局笛吹店	笛吹市石和町 東高橋一三〇 番地三	一九四二八一〇 二七五	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年七月 二十一日
アロマ調剤薬 局笛吹店	笛吹市石和町 東高橋一三〇 番地三	一九四二八一〇 二七五	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年七月 二十一日
デイサービス みかん	南アルプス市 飯野三五九四 番地七	一九七二六〇〇 五四七	介護予防通所介 護	平成十九年七月 二十三日
デイサービス みかん	南アルプス市 飯野三五九四 番地七	一九七二六〇〇 五四七	通所介護	平成十九年七月 二十三日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の
 五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の
 届出があった。

平成十九年九月二十日

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
スリーケア・ケアサポート	北杜市須玉町若神子字妙円寺前七五三番地九	一九七一九〇〇一七八	居宅介護支援	平成十九年七月一日
スリーケア・デイサービスセンター	北杜市須玉町若神子字妙円寺前七五三番地九	一九七一九〇〇三二六	通所介護	平成十九年七月一日
なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	介護予防福祉用具貸与	平成十九年七月三十一日
なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	福祉用具貸与	平成十九年七月三十一日
なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	訪問看護	平成十九年七月三十一日
なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	介護予防訪問介護	平成十九年七月三十一日

なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	居宅介護支援	平成十九年七月三十一日
なごみの里ケアセンター訪問看護ステーション訪問介護事業所	上野原市上野原四一五〇番地	一九六二〇九〇〇〇五	訪問介護	平成十九年七月三十一日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十九年八月二十四日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 公共測量（一・三級基準点、三級水準点）
- 二 作業期間 平成十九年九月一日から平成二十年二月二十九日まで
- 三 作業地域 大月市、南巨摩郡増穂町及び南巨摩郡皷沢町

● 都留都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十九年九月二十日

山梨県知事 横内 正明

- 一 都市計画の種類 都留都市計画道路（三・五・三号 厚原線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
大月市花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課
都留市上谷一丁目一番一号 都留市産業・建設部基盤整備課

四 縦覧期間

平成十九年九月二十一日から同年十月四日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一号を次のように改める。

一 令第十三条第一項の指定を受けた、又は同項の届出をした自動車（以下「緊急自動車」という。）で、当該用務に使用中のもの

第五条の五第一項第一号を次のように改める。

一 令第十四条の二第一号の届出をした、又は同条第二号の指定を受けた自動車（以下「道路維持作業用自動車」という。）で、当該用務に使用中のもの

第六条第一項各号列記以外の部分中「同条第二項の規定による」を削り、同項第一号中「令第十三条第一項の指定を受けた自動車又は同項の届出をした自動車」を「緊急自動車」に、同項第十号中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

第十条第十号中「令第十三条第一項に定める自動車」を「緊急自動車」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第十号ロの改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番